

令和3年度 村上市社会福祉協議会

ご近所活動助成要項

～安心して暮らせる地域・仕組みづくりのために～

1. 目的

自治会・町内会等が行う日常生活での助け合い等福祉活動に対し、助成金を交付することにより、住民同士が助け合うことができる仕組みを作り、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目的とする。

2. 対象事業

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施する日常生活での助け合い等福祉的な活動・事業及びその準備のための活動・事業とし、下記の区分に分類する。ただし、1団体からは1年度1回の申請とする。

事業区分	事業名と事業内容（例）
区分1	住民主体の日常的・継続的な福祉活動 ◆生活支援（買い物・通院等移動支援やゴミ出し等）活動 ◆声かけ・見守り（安否確認）活動（原則月1回以上） ◆配食サービス、昼食会、子ども食堂など（原則年4回以上）
区分2	福祉に関する勉強会など ◆住民主体の福祉活動に関する勉強会、研修会、講座等 ◆要配慮者への支援のための取組み（災害時避難等の取組み、福祉マップ作りなど） ◆上記の活動につなげることを目的とした調査・研究等

※対象とならない事業

日常生活圏域以外で行う事業（区分1）

年1回の事業・イベント等単発的な事業（区分1）

3. 対象団体

目的の趣旨について理解、共感し、住民自らが企画、実施する団体とする。

(1) 自治会・町内会

(2) ボランティアグループ・非営利団体

(3) その他、1の目的達成のため結成された任意団体等

4. 助成金額

助成総額は100万円とし、1団体からの申請は、上限3万円とする。

ただし、自己財源や受益者負担等助成金以外の収入があることを条件とする。

5. 助成金の対象経費

諸謝金、旅費交通費、研修費、調査費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、損害保険料、賃借料、その他とする。

会議費は、お茶等の飲料、茶菓子代とし、アルコール類は対象外とする。

6. 応募方法等

- (1) 応募期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
ただし、第1回応募期限は令和3年5月31日とし以降予算の残額がある場合のみ随時受付ける。
- (2) 応募手続き 助成金交付申請書(第1号様式)を記入の上、必要書類を添付し提出する。なお、必要に応じて追加で書類の提出が必要になる場合や面接、現地訪問等をする場合がある。
- (3) 必要書類
 - ①事業計画書(第2号様式)
 - ②収支予算書(第3号様式)
 - ③振込口座届出書(第4号様式)
 - ④その他当協議会が必要とする書類

7. 選考・審査結果通知等

当協議会地域福祉課において審議を行い、当協議会長の承認を得、助成の可否を申請団体に通知する。

- ①第1回応募は6月30日までに通知する。
- ②随時受け付けの場合は、申請のあった日から2週間以内に通知する。

8. 助成金の交付

届出のあった口座へ、通知から1週間以内に振り込むものとする。

9. 実施報告

助成を受けた団体は、当該年度の事業完了後1ヶ月以内に、①事業実施報告書(第5号様式)、②事業報告書(第6号様式)、③収支決算書(第7号様式)を提出すること。

報告が申請内容と大きく異なる場合や虚偽の報告があった場合は、助成金の返還を求める場合もある。

10. その他

この助成金交付事業は、村上市の補助金を財源としているため、市に情報提供する場合がある。

問合せ先・申請先

村上市社会福祉協議会 地域福祉課
〒959-3449 村上市岩船駅前56番地 村上市神林支所2階
電話 0254-62-7757 FAX0254-62-7780
mail : tiiki@murakamisyakyou.com